

令和8年3月2日

広島県立総合技術研究所
西部工業技術センター
使用料及び手数料の種別及び額

令和8年3月

広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額
(平成19年広島県告示第1238号)

最終改正: 令和8年3月2日告示第917号【令和8年3月2日施行】

○ 西部工業技術センター 使用料

分類	コード	種別	単位	金額(円)	時間外加算(円)	呉	東広島	備考
一 測定機器・試験機器及び分析機器	A173	1 万能試験機(一)1トン	1 時間	1,000	600	○		
	A001	1 万能試験機(二)10トン	1 時間	1,200	700	○		
	A002	1 万能試験機(三)25トン	1 時間	1,800	1,000	○		
	A003	1 万能試験機(四)50トン	1 時間	1,100	600	○		
	A004	1 万能試験機(五)100トン	1 時間	1,300	700	○		
	A005	2 流れ試験機	1 時間	400	200	○		
	A007	3 サーボパルサー	1 時間	1,100	600	○		
	A008	4 ICP発光分析装置	1 時間	2,500	1,500	○		
	A010	5 恒温恒湿室	1回(24時間以内)	18,600	-	○		
	A011	6 実体顕微鏡	1 時間	400	200	○		
	A012	7 透過型微分干渉顕微鏡	1 時間	500	300	○		
	A019	8 ひずみ計	1 時間	600	300	○		
	A020	9 伸び計(高温引張試験用)	1 時間	600	300	○		
	A021	10 走査型電子顕微鏡(日本電子JSM-6510A)	1 時間	2,200	1,300	○		
	A022	11 蒸着装置	1回(2時間以内)	1,600	400	○		
	A023	12 恒温恒湿器(300L)	1回(24時間以内)	4,000	-	○		
	A024	13 振動試験機	1回(4時間以内)	4,800	700	○		
	A025	14 防振台	1 時間	400	200	○		
	A026	15 自動ヒートディストーションテスタ	1 時間	600	300	○		
	A027	16 複合材料カッティングマシン	1 時間	600	300	○		
	A028	17 粒度分布測定装置	1 時間	600	300	○		
	A029	18 硬さ計	1 時間	700	400	○		
	A030	19 粉砕機	1 時間	700	400	○		
	A032	20 二軸押出成形機	1 時間	3,000	1,800	○		
	A033	21 射出成形機	1 時間	2,300	1,300	○		職員による操作必須
	A034	22 熱伝導率計	1 時間	400	200	○		
	A036	23 示差走査熱分析装置	1 時間	1,100	600	○		
	A037	24 熱膨張測定装置	1 時間	1,000	600	○		
	A039	25 AE付密着性試験機	1 時間	1,100	600	○		
	A040	26 イオンクロマトグラフ分析装置	1 時間	1,100	600	○		
	A042	27 光学顕微鏡	1 時間	700	400	○		
	A043	28 試料切断機	1 時間	1,000	600	○		
	A044	29 試料研磨機	1 時間	1,000	600	○		
	A045	30 非接触三次元測定装置	1 時間	1,600	900		○	
	A055	31 プラズマエッチング装置	1 時間	1,200	700	○		
	A056	32 マスクアライメントシステム	1 時間	1,000	600	○		
	A057	33 エリプソメータ	1 時間	600	300	○		
	A058	34 音響計測装置	1回(4時間以内)	1,400	200	○		
	A060	35 万能塑性加工機	1 時間	1,800	1,000		○	職員による操作必須
	A061	36 斜めX線CT	1 時間	2,500	1,500		○	
	A062	37 赤外線熱画像処理装置	1 時間	1,400	800		○	
	A063	38 X線応力測定装置	1 時間	1,600	900		○	職員による操作必須
	A064	39 計測データ記録装置	1 時間	800	400		○	
	A065	40 三次元測定機	1 時間	5,700	3,400		○	
	A066	41 自動万能薄板試験機	1 時間	2,100	1,200		○	
	A067	42 高周波加熱装置	1 時間	900	500		○	
	A068	43 デジタルマイクロスコープ	1 時間	800	400		○	
	A069	44 表面粗さ測定機	1 時間	1,100	600		○	
	A071	45 引張試験機	1 時間	1,600	900		○	
A073	46 やすり切削性能試験機	1回(4時間以内)	700	100	○			
A074	47 摩擦磨耗試験機	1 時間	800	400	○			
A172	48 摩擦磨耗試験機(平面往復式)	1 時間	600	300	○			
A075	49 床衝撃音レベル測定装置	1 時間	400	200	○			

分類	コード	種別	単位	金額(円)	時間外加算(円)	呉	東広島	備考
測定機器・試験機器及び分析機器	A076	50 高速液体クロマトグラフ質量分析装置	1 時間	1,300	700	○		
	A077	51 表面抵抗計	1 時間	400	200	○		
	A078	52 放電焼結装置	1 回(4 時間以内)	4,900	700	○		
	A080	53 非接触振動計(レーザドップラ振動計)	1 時間	400	200		○	
	A081	54 赤外分光分析装置	1 時間	2,100	1,200	○		
	A082	55 アイゾット衝撃試験装置	1 時間	400	200	○		
	A083	56 蛍光X線装置	1 時間	2,700	1,600	○		
	A084	57 カッティングプロッタ	1 時間	700	400	○		
	A085	58 ネットワーク/インピーダンスアナライザ	1 時間	600	300	○		
	A086	59 耐圧試験機	1 時間	400	200	○		
	A087	60 絶縁抵抗計	1 時間	400	200	○		
	A090	61 投影機	1 時間	400	200		○	
	A092	62 デジタルオシロ	1 時間	400	200		○	
	A095	63 ガスクロマトグラフ質量分析計	1 時間	2,600	1,500	○		
	A174	64 電気炉(一)2kW	1 回(4 時間以内)	600	0	○		
	A175	64 電気炉(二)6kW	1 回(4 時間以内)	1,200	100	○		
	A096	64 電気炉(三)20kW	1 回(4 時間以内)	3,500	500	○		
	A097	65 高周波溶解炉	1 回(4 時間以内)	5,800	800	○		
	A098	66 ホットプレス	1 時間	3,000	1,800	○		
	A129	67 キャス試験機	1 回(24 時間以内)	1,300	-	○		
	A130	68 めっき膜厚計(電磁式)	1 時間	400	200	○		
	A132	69 めっき膜厚計(電解式)	1 時間	800	400	○		
	A133	70 イメージ分光システム	1 時間	700	400		○	
	A135	71 サーベイメータ	1 時間	1,000	600		○	
	A137	72 複合サイクル試験機	1 回(24 時間以内)	9,400	-	○		
	A139	73 小型押出機	1 時間	600	300	○		
	A140	74 落錘衝撃試験機	1 時間	700	400	○		
	A141	75 大型高速衝撃圧縮試験機	1 時間	3,700	2,200	○		全国同一料金
	A142	76 ハイスピードカメラ	1 時間	300	100	○		全国同一料金
	A143	77 超音波顕微鏡	1 時間	600	300	○		
	A144	78 光学式動作解析装置	1 時間	300	100		○	全国同一料金
	A145	79 アーム型三次元形状測定装置	1 時間	300	100		○	全国同一料金
	A146	80 生体信号計測装置	1 時間	300	100		○	全国同一料金
	A147	81 恒温恒湿器(460L)	1 回(24 時間以内)	4,000	-	○		
	A152	82 屈折率計	1 時間	800	400	○		
	A153	83 粒度分布測定装置(光散乱式)	1 時間	600	300	○		
	A154	84 分光光度計	1 時間	700	400	○		
	A155	85 粘度計	1 時間	500	300	○		
	A156	86 X線回折装置	1 時間	1,100	600	○		
	A157	87 比表面積測定装置	1 時間	1,300	700	○		
	A158	88 レーザドップラ振動計	1 時間	3,400	2,000	○		
	A159	89 音響インテンシティ計測システム	1 時間	3,400	2,000	○		
	A160	90 振動音響解析ソフト	1 時間	700	400	○		
	A161	91 高周波計測システム	1 時間	900	500	○		
	A163	92 全焦点三次元測定装置	1 時間	3,000	1,800		○	
	A165	93 恒温恒湿器(800L)	1 回(24 時間以内)	6,400	-	○		
	A166	94 大型恒温槽	1 回(24 時間以内)	3,500	-	○		
A167	95 恒温槽	1 回(24 時間以内)	2,200	-	○			
A168	96 天びん	1 時間	300	100	○			
A169	97 産業用ロボット(2kg可搬)	1 時間	400	200		○		
A170	98 産業用ロボット(10kg可搬)	1 時間	600	300		○	職員による操作必須	
A171	99 産業用ロボット(20kg可搬7軸)	1 時間	700	400		○	職員による操作必須	
A176	100 プラストエロージョン	1 時間	700	400	○			

分類	コード	種別	単位	金額(円)	時間外加算(円)	呉	東広島	備考
二 加工 機器	A099	1 普通旋盤	1 時間	800	400	○		
	A100	2 フライス盤	1 時間	900	500	○		
	A101	3 ボール盤	1 時間	500	300	○		
	A102	4 高速帯のご盤	1 時間	1,700	1,000	○		
	A104	5 折曲機	1 時間	700	400	○		
	A109	6 マシニングセンター	1 時間	2,300	1,300	○		
	A110	7 スクイズキャストマシン	1 時間	2,000	1,200	○		職員による操作必須
	A112	8 スパッタリング装置	1 時間	1,400	800	○		
	A114	9 CVD装置	1 時間	400	200	○		
	A117	10 プレス(加熱型)	1 時間	600	300	○		
	A118	11 高速マシニングセンター	1 時間	6,500	3,900		○	
	A119	12 複合NC旋盤	1 時間	2,200	1,300		○	
	A120	13 NCフライス盤	1 時間	900	500		○	
	A122	14 溶接ロボット	1 時間	1,600	900		○	職員による操作必須
	A124	15 卓上加工機	1 時間	700	400		○	
	A227	16 CFRPオートクレーブ(大型)	1 時間	4,400	2,600	○		
	A228	17 CFRPオートクレーブ(小型)	1 時間	1,400	800	○		
	A229	18 5軸マシニングセンター	1 時間	3,400	2,000		○	
	A231	19 CFRP用プレス	1 時間	3,500	2,100	○		職員による操作必須
	A232	20 CFRP用金型加熱装置	1 時間	2,200	1,300	○		職員による操作必須
	A233	21 ファイバーレーザ加工システム	1 時間	3,200	1,900		○	
	A177	22 曲げ試験機	1 時間	300	100	○		
三 試験 室	A125	1 無響室	1回(4時間以内)	1,900	200	○		
	A126	2 シールドルーム	1回(4時間以内)	1,300	100	○		
	A127	3 残響室	1回(4時間以内)	1,900	200	○		一室につき

【備考】

- 1 1時間未満の端数時間は、1時間とする。
- 2 使用時間は、9時から17時までとし、この時間以外の時間に使用する場合は、その使用する時間1時間までごとに、1時間の使用料の額に換算した額に5分の3を乗じて得た額を加算するものとする。この場合において、乗じて得た額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。なお、使用時間以外の時間に使用する場合であっても、単位を1回とするもののうち設定時間が8時間を越えるものについては、この限りではない。
- 3 設備利用において職員による機器操作を必要とする場合は、この表に定める使用料のほか、下記の手数料の表に定めるところにより、手数料を別に徴収するものとする。
- 4 使用料を納付すべき者が広島県、鳥取県、島根県、岡山県又は山口県に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合の使用料の額は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。
- 5 前項にかかわらず、全国同一料金の表示がある設備については、減免申請書を提出することにより、全国同一料金とする。当該設備の利用において、職員が行う機器操作の手数料についても同様とする。

西部工業技術センター 手数料(設備利用関係分)

分類	コード	種別	単位	金額(円)	時間外加算(円)	備考
共通	X1000	職員が行う機器操作	1 時間	3,900	-	
	X1001	職員が行う機器操作 (30分未満)	30分未満	1,900	-	

【備考】

- 1 1時間未満の端数時間は、1時間とする。ただし、30分に満たない場合の定めがあるときは、その定めるところによる。
- 2 手数料を納付すべき者が広島県、鳥取県、島根県、岡山県又は山口県に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者である場合の手数料の額は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。
- 3 前項にかかわらず、全国同一料金の表示がある設備を利用する場合は、減免申請書の提出により、全国同一料金とする。